

自動車運転代行業の認定手続等に関する事務取扱要領の制定について（例規
通達）

平成14年 5 月 31 日

本部（交企）第49号

〔沿革〕 平成17年 4 月本部（機改）第26号、20年12月本部（企）第53号、22年12月
本部（交企）第59号、23年 3 月本部（警務）第15号、24年 7 月本部（交企）
第28号、25年 3 月第19号、27年 3 月第22号、29年10月第40号、31年 3 月第
30号、令和元年12月第42号、 4 年 3 月本部（警務）第 9 号、 6 年 3 月本部
（交企）第36号、 7 年 5 月本部（刑総）第35号、 8 年 3 月本部（免許）第
15号、本部（警務）第17号改正

このたび、自動車運転代行業の認定手続等に関する事務取扱要領を別添のとおり制定
し、平成14年 6 月 1 日から実施することとしたので誤りのないようにされたい。

別添

自動車運転代行業の認定手続等に関する事務取扱要領

第 1 趣旨

この要領は、新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成
14年新潟県公安委員会規則第11号。以下「細則」という。）第12条の規定に基づき、細
則の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 定義

この要領における用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 営業所

本店、支店、支社、事業所等と呼ばれているもので、営業の拠点となるものを
いう。

(2) 主たる営業所

自動車運転代行業（以下「運転代行業」という。）に係る営業の中心となってい
る営業所であり、原則として会社法上の本店と一致する。ただし、自動車運転代
行業者が他の営業も併せて行っている場合等であって、運転代行業の中心となる
場所が会社法上の支店であるときは、会社法上の本店と一致しないこともあり得
る。

(3) 役員

法人において、その業務の執行、業務の監査等の権限を有する者をいい、合名
会社、合資会社及び合同会社の社員、株式会社の取締役及び監査役、一般社団法
人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人における理事及び監事等をい
う。

第 3 自動車運転代行業の範囲

運転代行業とは、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第
57号。以下「法」という。）第 2 条に規定する営業をいい、次に掲げるものは運転代行
業に該当しない。

1 自家用自動車管理業

自家用自動車管理業とは、一般に、長期的な契約に基づき、自家用自動車の運転、整備、燃料・備品の管理等を請け負う事業をいうが、自家用自動車管理業は、主として、酔客に代わって自動車を運転する役務を提供するものではなく、また、継続的に役務を提供するものであって営業の用に供する自動車を随伴する必要がないことから、運転代行業に当たらない。

2 陸送業

顧客の依頼に応じ、自動車の輸送を行う事業を一般に陸送業というが、陸送業は自動車を輸送することを目的とするものであり、当該自動車に顧客を乗車させないことから、運転代行業に当たらない。

3 タクシー代行

いわゆるタクシー代行とは、タクシーで酔客等を運送するとともに、酔客等の自動車を別の運転者が輸送するものをいうが、タクシー代行は通常のタクシー事業と陸送業を同時に行うものであり、酔客等の自動車に酔客等を乗車させて運転するものではないことから、運転代行業に当たらない。

4 その他

運転代行業は、自動車を運転する役務を提供する営業であることから、無償で運転を代行する行為は運転代行業に当たらない。

また、他人が酒気を帯びている場合に、当該他人の自動車に当該他人を乗車させて運転し、これにより謝礼を受け取ることもあると考えられるが、このような場合であっても、これを業として対価を得るために反復継続して行っているものでなければ、運転代行業に当たらない。

第4 自動車運転代行業者の認定等

- 1 運転代行業の認定を受けるための要件には、公安委員会の所掌事務に係るものと新潟県知事が行う国土交通大臣の所掌事務に係るものがあるが、法は処分庁を一元化し、公安委員会が認定を行うこととしている。
- 2 認定を受けずに運転代行業を営んでいる者が法第3条各号（第7号及び第8号を除く。）のいずれかに該当する場合には、法第24条第1項第3号により、公安委員会が運転代行業の廃止を命ずることができる。

第5 申請等の種別及び管理

1 申請等の種別

運転代行業に関する申請等の種別は、次のとおりとする。

- (1) 認定申請（法第5条第1項）
- (2) 変更届出（法第8条第1項）
- (3) 廃業等の届出（法第9条第1項及び第2項）

2 申請等の管理

法の規定に基づき1の(1)から(3)の申請又は届出を受理したときは、署にあっては自動車運転代行業申請等受理簿（別記様式第1号）により、交通企画課にあっては自動車運転代行業申請等受理簿（本部）（別記様式第1号の2）により管理するものとする。

第6 認定手続

1 署における手続等

(1) 認定申請書の受理

ア 認定申請書（国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号。以下「施行規則」という。）別記様式第1号）の提出は、主たる営業所の所在地を管轄する署長に対して行われることから、認定申請書の提出を受けた署長は、申請書の記載漏れの有無、添付書類の有無等の形式的要件について確認するものとする。この場合において、署長は、申請書の記載内容及び添付資料を別表「運転代行業の認定申請及び変更届出に必要な添付書類一覧表」により確認し、申請が形式上の要件に適合しないときは、申請者に対し期日を定めて当該申請書類の補正及び再提出を求め、不備がないときはこれを受理するものとする。

イ 認定申請書を受理したときは、交通企画課長に電話報告して本部受理番号の指定を受けるものとする。

(2) 調査

署長は、認定申請書を受理したときは、申請者（法人の場合は、その役員。以下「申請者等」という。）の身上、前科等について次の調査を行うものとする。

ア 日本人の場合

申請者等の本籍地を管轄する市区町村長に対して身上照会書（別記様式第2号）による照会（以下「身上照会」という。）を行うこと。

イ 外国人の場合

申請者等の道路交通法（昭和35年法律第105号）関係の前科については東京地方検察庁に対して、その他の前科については新潟地方検察庁に対してそれぞれ前科照会書（別記様式第3号）による照会（以下「前科照会」という。）を行うこと。

(3) 申請書類等の送付

ア 受理した認定申請書については、認定申請書等送付書（別記様式第4号）に認定申請書、申請者から提出された添付書類及び1の(2)の調査結果等を添付して交通企画課長に送付すること。

イ 交通企画課長に対する認定申請書類の送付は、原則として、署が受理した日から起算して20日以内に行うこと。

2 交通企画課長の措置

(1) 審査

署長から認定申請書の送付を受けたときは、申請者等が法第3条各号（法人の役員の場合は、同条第1号から第5号までに限る。以下同じ。）に規定する欠格要件に該当するか否かについて、次の方法により速やかに審査し、判断すること。

ア 破産者（第1号関係）

「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に該当するかについては、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号。以下「施行令」という。）第1条の規定により申請者が申請書に添付することと

されている住民票の写し（本籍（外国人にあっては国籍等）を記載したもの）によるほか、身上照会の結果により判断すること。

イ 一定の前科（第2号関係）

(ア) 原則として、身上照会の結果、情報技術企画課照会センターへの照会等により判断すること。

(イ) 申請者等が外国人の場合は、前科照会の結果により判断すること。

(ウ) 「執行を終わり」とは、その刑の執行を受け終わったという意味であり、仮釈放された者は仮釈放期間が終了したときに刑の執行を受け終わったことになる。

(エ) 「執行を受けることがなくなった」とは、刑の時効が完成すること及び恩赦により刑の免除を受けることをいう。

(オ) 執行猶予期間が満了した場合又は大赦若しくは特赦の場合には、刑の言渡し自体が効力を失うので、本号に該当しないものとして扱うこと。

ウ 法の命令に違反する行為（第3号関係）

イの規定による照会の結果により判断することとなるが、処分結果が不起訴（起訴猶予を除く。）又は無罪の場合は、本号に該当しないものとして扱うこと。

エ 暴力的不法行為等を行うおそれがあると認めるに足る相当な理由のある者（第4号関係）

本号に該当するかについては、組織犯罪対策課長に対して身上調査書（別記様式第5号）による照会を行い、その照会結果によるほか、イの規定による照会の結果により判断すること。

オ 心身の故障（第5号関係）

(ア) 「心身の故障により自動車運転代行業の業務を適正に実施することができない者」とは、「精神機能の障害により法第2条第1項に規定する自動車運転代行業の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」である。

(イ) 本号に該当するかについては、原則として、法第3条第5号に該当しない者であることを誓約する書面及び法第3条第5号に該当しない者であることが明らかであるかどうかの別を記載した精神機能の障害に関する医師の診断書により判断すること。

なお、精神病患者であれば、一律に欠格となるものではなく、精神機能の障害に関する医師の診断書の提出を受けて、業務を適正に遂行する能力を有するかどうかという観点から判断すべきことに留意すること。

(ウ) 医師の診断書には、法第3条第5号に該当しないことが明らかであるかどうかの別が記載されていることを要するが、例えば、精神機能の障害がない旨記載されている診断書であれば、その者が法第3条第5号に掲げる者に該当しないことは明らかであるから、そのような診断書については、施行規則第5条第1項第2号の要件を満たした診断書として取り扱って差し支えない。

カ 未成年者（第 6 号関係）

(ア) 「営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者」とは、親権者又は後見人から営業を許可された者（民法（明治29年法律第89号）第 6 条第 1 項）以外の未成年者をいうことから、未成年者の登記事項証明書によるほか、イの規定による照会の結果により判断すること。

(イ) 自動車運転代行業者の相続人が未成年者の場合で、その法定代理人が法第 3 条第 1 号から第 5 号までの欠格要件に該当しないときは、当該未成年者は運転代行業を営むことができるとされていることから、施行令第 1 条第 1 号ニに規定する書類により判断すること。

キ 損害賠償保険等（第 7 号関係）

国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第62号）第 2 条の規定により申請書に添付することとされている損害賠償責任保険契約の締結を証する書類又は損害賠償責任共済契約の締結を証する書類により、契約内容が自動車運転代行業者が締結すべき損害賠償責任保険契約等の補償限度額及び随伴用自動車の表示事項等の表示方法等を定める告示（平成14年国土交通省告示第421号）に合致するものであるかを確認すること。

ク 安全運転管理者等（第 8 号関係）

(ア) 別表に掲げる安全運転管理者等の添付書類により安全運転管理者又は副安全運転管理者としての欠格要件該当の有無について判断すること。

(イ) 法第19条第 1 項の規定により読み替えて適用される道路交通法第74条の 3 第 1 項及び第 4 項並びに自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成14年内閣府令第35号）により読み替えて適用される道路交通法施行規則第 9 条の11の規定により、安全運転管理者については自動車運転代行業者の営業所ごとに 1 人を、副安全運転管理者については10台以上の随伴用自動車を使用する営業所ごとに、随伴用自動車が10台以上19台以下の場合には 1 人を、20台以上の場合には 1 人に20台以上10台までを超えるごとに 1 人を加算して得た人数を選任しなければならないことに留意すること。

ケ 法人（第 9 号関係）

「役員」とは、法人において、その業務の執行、業務の監査等の権限を有する者をいい、合名会社、合資会社及び合同会社の社員、株式会社の取締役及び監査役、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人における理事及び監事等とする。

(2) 認定の手続

(1)の審査の結果、申請者等が法第 3 条各号のいずれにも該当しないと認めるときは、認定の手続をとった後、認定通知書（細則別記様式第 1 号）を作成し、これを署長に送付するものとする。

(3) 認定の拒否の手続

(1)の審査の結果、申請者等が法第 3 条各号のいずれかに該当すると判断した

ときは、認定の拒否の手続をとり、認定の拒否が決定したときは、認定に関する通知書（細則別記様式第2号）を署長に送付し、その交付を依頼するものとする。

3 組織犯罪対策課長の措置

交通企画課長から2の(1)のエの照会を受けたときは、必要な情報を提供するとともに、認定に対する意見を述べるものとする。

4 認定通知書等の交付

(1) 署長は、認定通知書の送付を受けたときは、申請者に通知し、これを交付するものとする。この場合において、署長は、受領書（別記様式第6号）を徴し、これを交通企画課長に送付するものとする。

(2) 署長は、認定を拒否する通知書の送付を受けたときは、直ちに申請者に対してこれを交付するものとする。この場合において、署長は、受領書を徴し、これを交通企画課長に送付するものとする。

第7 変更の届出

1 署における変更届出の受理

(1) 変更届出書（施行規則別記様式第3号）の提出は、原則として変更があった日から10日以内に、主たる営業所の所在地を管轄する署長に対して行われることから、変更届出書の提出を受けた署長は、別表により添付書類を確認した上で受理するものとする。この場合において、自動車運転代行業者が公安委員会の管轄区域を異にして主たる営業所を変更したときは、変更後の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に変更届出書を提出しなければならないことから、署長はこれに該当する変更の届出を受理した場合、交通企画課長に速報するものとする。

(2) 署長は、受理した変更届出書及び添付書類を交通企画課長に送付するものとする。

2 交通企画課長の措置

(1) 変更届出書の送付を受けたときは、変更届出に関する通知書（細則別記様式第6号）により新潟県知事に通知するものとする。

(2) 変更届出が公安委員会の管轄区域を異にして主たる営業所を変更したことによるものである場合は、当該変更があった旨を、当該自動車運転代行業者の変更前の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に通知するものとする。

第8 廃業等の届出

1 署における廃業等の届出の受理

廃業等の届出は、法第9条第1項又は第2項に規定する事由の発生の日から10日以内に主たる営業所の所在地を管轄する署長に対して行わなければならないことから、署長は廃業等の届出を受理するときは、廃業等届出書（施行規則別記様式第4号）を提出させ、これを交通企画課長に送付するものとする。

2 交通企画課長の措置

廃業等届出書の送付を受けたときは、廃業等の届出に関する通知書（細則別記様式第7号）により新潟県知事に通知するものとする。